官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

# 目次

〔省　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（**総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　二
〔**法規的告示**〕
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（**農林水産**七六〇）　二
〔**その他告示**〕
○内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（**内閣府**七五）　三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（**厚生労働・経済産業・環境**五）　三
○原動機付自転車の型式を認定した件（**国土交通**六八五～六九一）　四
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（**同**六九二）　五
○自衛隊地方協力本部の出張所の名称及び位置を定める件（**防衛**一五四）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八四、一八五）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**八七～八九）　六
〔**国会事項**〕
トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　六
〔**人事異動**〕
警察庁　六
〔**皇室事項**〕
牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（同）　七
〔**官庁報告**〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
国家試験
令和八年度情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びＩＴパスポート試験を除く）（経済産業省）　八
〔**公　告**〕
諸事項
**官庁**
公認会計士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　八
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
**会社その他**　二九

# 省　令

**○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、令第一号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第四項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十二日

総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 |
| （定義）<br>**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一～三　（略）<br>四　汚染物　次に掲げる化学物質（以下この号において「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかを含む廃液又はＰＦＯＳ等のいずれかが付着している布その他の不要物をいう。<br>イ～ニ　（略）<br>ホ　ペルフルオロ（ヘキサン－一－スルホン酸）関連物質 | （定義）<br>**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>一～三　（略）<br>四　汚染物　次に掲げる化学物質（以下この号において「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかを含む廃液又はＰＦＯＳ等のいずれかが付着している布その他の不要物をいう。<br>イ～ニ　（略）<br>（新設） |

**附　則**

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

# 法規的告示

**○農林水産省告示第七百六十号**

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

令和八年六月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　復旧すべき農地面積を〇・六八二乗した値に一千を乗じて得た額に換算係数一・六一〇を乗ずるものとする。

二　前号の復旧すべき農地が中山間地域（農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した中間農業地域及び山間農業地域をいう。以下同じ。）に位置する場合には、前号の規定により得た額に一・〇五を乗ずるものとする。

三　第一号における復旧すべき農地面積は、アール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、第一号及び第二号により算定される金額は、千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　第二号の規定は、令和八年四月七日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

3　令和七年六月二十日農林水産省告示第九百六十一号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

4　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。ただし、災害復旧事業が翌年度以降にわたる場合においては、本項の規定によりなお従前の例によるものとされた災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法と各年度における当該算定方法を踏まえた算定方法を用いる。

# その他告示

**○内閣府告示第七十五号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、防災力強化総合交付金（当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請の受理

二　法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務

四　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知

五　法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告に関する事項

六　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令

七　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令

八　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

九　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十一　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十二　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

十三　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出に関する事項

**○厚生労働省**
**環境省告示第五号**
**経済産業省**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十三年厚生労働省環境省告示第六号）の一部を次のように改正し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項 |
| 第１　次に掲げる化学物質（以下「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかが使用されている製品であること及びＰＦＯＳ等のいずれかが第一種特定化学物質であること。<br>１～４　（略）<br>５　ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）関連物質 | 第１　次に掲げる化学物質（以下「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかが使用されている製品であること及びＰＦＯＳ等のいずれかが第一種特定化学物質であること。<br>１～４　（略）<br>（新設） |

**○国土交通省告示第六百八十五号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年七月七日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| II－1963 | ヤマハ　８Ｂ　Ｊ－ＤＥ14Ｊ | オートバイ | ヤマハ　Ｅ　35ＭＥ | 0.124 | ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地 |

**○国土交通省告示第六百八十六号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年八月四日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L)、最高出力(kW) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| I－1912 | ホンダ　８Ｂ　Ｈ－Ｊ Ｋ46 | オートバイ | ホンダ　Ｊ　Ｋ46Ｅ | 0.109、3.7 | Honda Vietnam Co., Ltd. Phuc Thang Ward, Phuc Yen Provincial City, Vinh Phuc Province, Vietnam |

**○国土交通省告示第六百八十七号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年九月十九日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L)、最高出力(kw) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ－1914 | ホンダ　８Ｂ<br>Ｈ－ＪＡ76 | オートバイ | ホンダ　Ｊ<br>Ａ76Ｅ | 0.109、3.5 | 本田技研工業株式会社　東京都港区虎ノ門二丁目２番３号 |
| Ⅰ－1915 | ホンダ　８Ｂ<br>Ｈ－ＪＡ77 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| Ⅰ－1916 | ホンダ　８Ｂ<br>Ｈ－ＪＡ78 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| Ⅰ－1917 | ホンダ　８Ｂ<br>Ｈ－ＪＡ79 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第六百八十八号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年十月三十一日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L)、最高出力(kw) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ－1913 | ヤマハ　８Ｂ<br>Ｈ－ＳＥＭ３<br>Ｊ | オートバイ | ヤマハ　Ｅ<br>35ＰＥ | 0.124、3.5 | ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地 |

**○国土交通省告示第六百八十九号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年十一月十二日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の定格出力(kw) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ－1947 | ヤマハ　ＺＡ<br>Ｄ－ＥＹ02 | オートバイ | ホンダ　Ｅ<br>Ｙ02Ｍ | 0.58 | 五羊－本田摩托（広州）有限公司　中国広州市増城市新塘鎮永和新新六路１号 |
| Ⅰ－1948 | ヤマハ　ＺＡ<br>Ｄ－ＥＹ03 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第六百九十号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和八年一月五日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の定格出力(kw) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ－1980 | ホンダ　ＺＡ<br>Ｄ－ＥＦ23 | オートバイ | ホンダ　Ｅ<br>Ｆ21Ｍ | 0.58 | Honda Vietnam Co., Ltd.<br>Phuc Yen Ward, Phu Tho Province, Vietnam |

**○国土交通省告示第六百九十一号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和八年一月十九日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ－1996 | ヤマハ　８Ｂ<br>Ｊ－ＳＥＭ５<br>Ｊ | オートバイ | ヤマハ　Ｅ<br>35ＴＥ | 0.124 | ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地 |

**○国土交通省告示第六百九十二号**

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和八年一月十三日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

令和八年六月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

| 型式認定番号 | 車名及び型式 | 車体の形状 | 原動機の名称及び型式 | 原動機の総排気量(L) | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|---|---|
| Ⅱ－500 | ヤマハ　８Ｂ<br>Ｋ－ＲＧＢ５<br>Ｊ | オートバイ | ヤマハ　Ｇ<br>３Ｙ５Ｅ | 0.155 | ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地 |

**○防衛省告示第百五十四号**

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自衛隊地方協力本部の出張所の名称及び位置を次のとおり告示し、令和八年六月十五日から適用する。

なお、昭和三十八年八月十五日防衛庁告示第百六十三号（自衛隊地方連絡部の出張所の名称及び位置を定める件）及び昭和四十一年三月十日防衛庁告示第三十九号（自衛隊地方連絡部の出張所の名称及び位置を定める件）は、廃止する。

令和八年六月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 自衛隊札幌地方協力本部苫小牧出張所 | 苫小牧市 |
| 自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所 | 名寄市 |
| 自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所 | 釧路市 |
| 自衛隊岩手地方協力本部一関出張所 | 一関市 |
| 自衛隊秋田地方協力本部大館出張所 | 大館市 |
| 自衛隊山形地方協力本部鶴岡出張所 | 鶴岡市 |
| 自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所 | 会津若松市 |

| | |
|---|---|
| 自衛隊茨城地方協力本部日立出張所 | 日立市 |
| 自衛隊群馬地方協力本部太田出張所 | 太田市 |
| 自衛隊千葉地方協力本部船橋出張所 | 船橋市 |
| 自衛隊東京地方協力本部港出張所 | 東京都港区 |
| 自衛隊東京地方協力本部文京出張所 | 東京都文京区 |
| 自衛隊東京地方協力本部江東出張所 | 東京都江東区 |
| 自衛隊東京地方協力本部大田出張所 | 東京都大田区 |
| 自衛隊東京地方協力本部豊島出張所 | 東京都豊島区 |
| 自衛隊東京地方協力本部立川出張所 | 立川市 |
| 自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所 | 横浜市 |
| 自衛隊神奈川地方協力本部川崎出張所 | 川崎市 |
| 自衛隊新潟地方協力本部長岡出張所 | 長岡市 |
| 自衛隊長野地方協力本部飯田出張所 | 飯田市 |
| 自衛隊静岡地方協力本部浜松出張所 | 浜松市 |
| 自衛隊石川地方協力本部七尾出張所 | 七尾市 |
| 自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所 | 高山市 |
| 自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所 | 名古屋市 |
| 自衛隊愛知地方協力本部岡崎出張所 | 岡崎市 |
| 自衛隊大阪地方協力本部阿倍野出張所 | 大阪市 |
| 自衛隊大阪地方協力本部堺出張所 | 堺市 |
| 自衛隊大阪地方協力本部守口出張所 | 守口市 |
| 自衛隊兵庫地方協力本部神戸出張所 | 神戸市 |
| 自衛隊兵庫地方協力本部豊岡出張所 | 豊岡市 |
| 自衛隊島根地方協力本部浜田出張所 | 浜田市 |
| 自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 | 津山市 |
| 自衛隊広島地方協力本部尾道出張所 | 尾道市 |
| 自衛隊山口地方協力本部下関出張所 | 下関市 |
| 自衛隊徳島地方協力本部三好出張所 | 三好市 |
| 自衛隊愛媛地方協力本部新居浜出張所 | 新居浜市 |
| 自衛隊福岡地方協力本部北九州出張所 | 北九州市 |
| 自衛隊佐賀地方協力本部唐津出張所 | 唐津市 |
| 自衛隊長崎地方協力本部佐世保出張所 | 佐世保市 |
| 自衛隊熊本地方協力本部八代出張所 | 八代市 |
| 自衛隊宮崎地方協力本部延岡出張所 | 延岡市 |
| 自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所 | 薩摩川内市 |
| 自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所 | 宮古島市 |
| 自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所 | 石垣市 |

**○関東地方整備局告示第百八十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四百六十八号 | 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原字馬立一六二八番一から同町よしわら四丁目一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局常総国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年六月十三日

**○関東地方整備局告示第百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　指定する道路の部分

| 区間 | 幅員 | 延長 |
|---|---|---|
| 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原字馬立一六二八番一から同町よしわら四丁目一番三まで | ○・○～二三・一五メートル | 一・六三〇キロメートル |

(四)　指定する期日　令和八年六月十二日

**○近畿地方整備局告示第八十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 西脇市下戸田字中垣内三八五番一から同市上戸田字元城野二〇六番 | 前 | 三九・〇〇～七二・五〇 | 〇・二七〇 | |
| | 後 | 三九・〇〇～七二・五〇 | 〇・二七〇 | |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

**○近畿地方整備局告示第八十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 西脇市上戸田字元城野二〇六番一から同市上戸田字奥垣内一二二から同市上戸田字奥垣内一〇三番一まで | 前 | 三七・五〇～六七・〇〇 | 〇・四九五 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 | 三七・五〇～六七・〇〇 | 〇・四九五 | |
| 西脇市上戸田字奥垣内一〇三番一から同市黒田庄町大門字北谷四〇五番七まで | 前　B | 八・一〇～二五・四四 | 四・一〇〇 | |
| | 前　A | 一七・八九～八三・〇〇 | 四・二〇〇 | |
| | 後　B | 八・一〇～二五・四四 | 四・一〇〇 | |
| | 後　A | 一七・八九～八九・三四 | 四・二〇〇 | |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

**○近畿地方整備局告示第八十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百七十五号 | 西脇市下戸田字中垣内三九九番から同市蒲江字東畑五一〇番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年六月十三日十六時

# 国会事項

## 衆議院

**法律公布奏上通知書受領**

六月十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

学校教育法等の一部を改正する法律

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

**議案提出**

六月十日議員から提出した議案は次のとおりである。

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外十名提出）

**議案通知書受領**

六月十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

学校教育法等の一部を改正する法律案

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

**質問書提出**

六月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

西サハラに関する質問主意書（山本ジョージ提出）

**質問書転送**

六月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

技能実習生など外国人女性の妊娠・出産に関する問題への対応に関する質問主意書

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する質問主意書

**議事日程**

六月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

令和八年六月十一日（木曜日）

午後一時開議

第一　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

## 参議院

**議案付託**

六月十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）　内閣委員会に付託

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）　文教科学委員会に付託

社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）　厚生労働委員会に付託

**議決通知**

六月十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

学校教育法等の一部を改正する法律案

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

**法律公布奏上及び通知**

六月十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

学校教育法等の一部を改正する法律

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

# 人事異動

## 警察庁

（警察庁警備局警備運用部警備第一課警備実施総合研究官）

警視長　田﨑　仁史

辞職を承認する（五月三十一日）

# 皇室事項

**天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問御日程**

天皇皇后両陛下のオランダ及びベルギー御訪問の御日程は、次のとおりである。

六月十三日
午前　東京御発
午後　アムステルダム（スキポール空港）御着
夜　ヘット・アウデ・ロー城（アペルドールン）御宿泊

六月十四日
夜　ヘット・アウデ・ロー城（アペルドールン）御宿泊

六月十五日
夜　ヘット・アウデ・ロー城（アペルドールン）御宿泊

六月十六日
夜　アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月十七日
午前　歓迎式典（ダム広場）
戦没者記念碑御供花（ダム広場）
午後　デルタレス御視察
夜　国王陛下及び王妃陛下主催晩餐会（御宿舎）
アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月十八日
午前　上下両院議長との御懇談（上院）
首相主催午餐会（マウリッツハウス美術館）
午後　平和宮御訪問
ライデン大学御訪問
アムステルダム国立博物館御視察
夜　アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月十九日
午前　プリンセス・マキシマ小児がんセンター御訪問
午後　桜植樹（アムステルダムの森公園）
日本とゆかりのあるオランダ人御接見（ホテルオークラアムステルダム）
在留邦人代表御接見（ホテルオークラアムステルダム）
夜　アムステルダム王宮（アムステルダム）御宿泊

六月二十日
午前　アムステルダム（スキポール空港）御発
ブリュッセル（メルスブルク軍用空港）御着
夜　シエルニョン城（ウイエ）御宿泊

六月二十一日
夜　シエルニョン城（ウイエ）御宿泊

六月二十二日
夜　ラーケン宮（ブリュッセル）御宿泊

六月二十三日
午前　歓迎式典（ブリュッセル王宮及び王宮前広場）
ブリュッセル市庁舎御訪問
午後　首相御引見（首相公邸）
連邦議会御訪問
夜　国王陛下及び王妃陛下主催晩餐会（御宿舎）
ラーケン宮（ブリュッセル）御宿泊

六月二十四日
午前　ナミュール市御視察
午後　ｉｍｅｃ御視察
蘭語系ルーヴェン・カトリック大学御訪問
ラーケン宮付属王立温室植物園等御散策
夜　ラーケン宮（ブリュッセル）御宿泊

六月二十五日
午前　日本とゆかりのあるベルギー人御接見（大使公邸）
午後　在留邦人代表御接見（大使公邸）
ブリュッセル（メルスブルク軍用空港）御発

六月二十六日
午後　東京御着

# 官庁事項

**トリイ通信施設の一部土地に関する裁決の申請に関する公告**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地の所在、地番及び地目

| 所在 | 地番 | 地目 |
|---|---|---|
| 沖縄県中頭郡読谷村字大湾糸蒲原 | 八一四番 | 雑種地 |

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年四月十三日付け沖防第二千六百四十六号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年六月十二日から同月二十六日まで

防衛大臣　小泉進次郎

**牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請に関する公告**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

| 所在 | 地番 | 地目 |
|---|---|---|
| 沖縄県浦添市字城間東空寿 | 一八三四番三 | 雑種地 |

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年四月七日付け沖防第二千四百七十六号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年六月十二日から同月二十六日まで

令和八年六月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「土地収用法」という。）第四十五条第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

| 所在 | 地番 | 地目 |
|---|---|---|
| 沖縄県浦添市字仲西外間門原 | 三七一番 | 雑種地 |

二　裁決の申請があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和八年四月十六日付け沖防第三千二十四号により、土地収用法第四十四条第一項の規定による同法第三十九条第一項の使用の裁決の申請があった。

三　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

四　公告期間

令和八年六月十二日から同月二十六日まで

令和八年六月十二日

防衛大臣　小泉進次郎

## 近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年６月12日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道175号 | 兵庫県西脇市上戸田字奥垣内一〇三番一から同市寺内字天神五一六番一まで |

2　指定する期日　令和８年６月13日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輌の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年６月12日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道175号 | 兵庫県西脇市上戸田字奥垣内一〇三番一から同市寺内字天神五一六番一まで |

2　指定する期日　令和８年６月13日

## 国家試験

### 令和８年度情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びＩＴパスポート試験を除く）

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第４条第１項及び第39条において準用する第４条第１項の規定に基づき、令和８年度情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験（基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びＩＴパスポート試験を除く。）を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

令和８年６月12日

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　試験を実施する期日

⑴　前期試験

令和８年10月１日（木）から令和８年12月31日（木）までの間で、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の指定する日

（試験の区分）

情報処理安全確保支援士試験
ＩＴストラテジスト試験
システムアーキテクト試験
ネットワークスペシャリスト試験
ＩＴサービスマネージャ試験
応用情報技術者試験

⑵　後期試験

令和９年１月１日（金）から令和９年３月31日（水）までの間で、機構の指定する日

（試験の区分）

情報処理安全確保支援士試験
プロジェクトマネージャ試験
データベーススペシャリスト試験
エンベデッドシステムスペシャリスト試験
システム監査技術者試験
応用情報技術者試験

2　試験場所　機構が指定する場所

3　受験資格　特に限定しない。

4　試験案内書について

⑴　入手方法　機構のホームページ（https://www.ipa.go.jp/）から受信する。

⑵　入手期間　機構が指定する期間

5　受験手数料　情報処理の促進に関する法律施行令第２条第１項及び第２項で定める額

## 公告

### 諸事項

**有権者申出方**

元当局所属公証人扇谷俊春の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年６月12日　名古屋法務局

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

## 公示催告

失踪に関する届出の催告

## 失踪宣告

## 除権決定

## 破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 債権者集会招集

## 書面による計算報告

## 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第１００１号**
長野市鶴賀権堂町２３１２番１号
清算株式会社　シソーラス株式会社
代表清算人　荒井　雄彦
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

## 特別清算終結

**令和８年（ヒ）第１号**
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目１６番１２号
清算株式会社　株式会社ＡＳＭ管理
１　決定年月日　令和８年５月２７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（ヒ）第２号**
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目１６番１２号
清算株式会社　明日香食品株式会社
１　決定年月日　令和８年５月２７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和８年（ヒ）第３号**
兵庫県尼崎市武庫元町二丁目１６番１２号
清算株式会社　株式会社モンマルシェ商事
１　決定年月日　令和８年５月２７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和７年（ヒ）第３６号**
京都市下京区七条御所ノ内南町８３番地
清算株式会社　株式会社リベックス
１　決定年月日　令和８年５月２８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

## 特別清算協定認可

**令和８年（ヒ）第２００７号**
東京都中央区日本橋浜町一丁目１番１２号
清算株式会社　株式会社ＰＭプロジェクト
代表清算人　泰道　真也
１　決定年月日　令和８年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、一切の利息及び遅延損害金については、本協定における弁済時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
協定における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てるものとする。
第２　協定債権額の確認
清算株式会社及び各協定債権者は、特別清算開始決定時の各協定債権者の協定債権額が別紙記載のとおりであることを確認する。

第３　協定債権の弁済等
１　協定債権の弁済
　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資として各協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に応じて按分して弁済する。
２　免除
　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
　第１項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元本に相当する額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
４　債権の移転時の取扱い
　本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

**令和７年（ヒ）第１００７号**

千葉市美浜区高浜２丁目２番１号
清算株式会社　株式会社大幸
代表清算人　鈴木将司
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

第１　通則
１　弁済の方法
　本協定に基づく弁済は、清算人代理柏野弘樹の事務所（東京都中央区新川２－３－４新川田所ビル４０２　柏野弘樹法律事務所）において行う。但し、弁済の方法として、別紙記載の各協定債権者が特定の銀行預金口座宛への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。なお、本協定に基づく弁済日に、上記場所にて弁済金を受領せず、または、同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は、当該弁済金を東京法務局に供託する。
２　端数の処理
　第２・２（１）において算出される弁済金額について１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の権利変更
１　定義
　基準債権額とは、清算株式会社の令和６年７月１７日付の弁済計画案記載の保証協会代位弁済後保全弁済後非保全債権残高（別紙非保全残高欄記載の金額）をいう。
２　弁済及び免除
（１）清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から１カ月以内に、基準債権額の０．１４％を支払う。
（２）各協定債権者は、前期（１）の弁済を受けたときに、各協定債権の総額から前期（１）の弁済額を控除した残額について、その債務を全額免除する。
第３　追加弁済
　前記第２・２（１）の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、基準債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。ただし、按分計算の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において前記第２・２（２）による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。

以上

千葉地方裁判所民事第４部

**令和８年（ヒ）第２号**

北海道小樽市銭函５丁目５３番地４
清算株式会社　株式会社江別商事
代表清算人　石井淳治
１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
１　弁済の場所・方法
　本協定における弁済は、一般債権者（第２の１において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と一般債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
　権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
（１）本協定における一般債権とは、特別清算開始決定日である令和８年４月１４日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権（以下、「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。協定債権者について別表１のとおり。）のうち、旧関係会社債権（第３・１において定義する。）、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、一般債権を有する債権者を一般債権者という。
（２）一般債権元本とは、一般債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。
２　一般債権の弁済
（１）弁済
　清算株式会社は、別表２記載の各一般債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の清算のために弁済が必要な債務（公租公課及び諸費用）の控除後の残余財産を、令和６年９月３０日に成立した、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく中小企業版私的整理手続（再生型手続）に基づいて作成された当社の弁済計画（以下、「本弁済計画」という。）で定められた基本弁済後の非保全債権（担保等により保全されていない債権）の額に応じて按分して弁済する。各一般債権者の基本弁済後の非保全債権額は、別表２のとおりである。
（２）追加弁済
　前期第２・２（１）による弁済の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別表２記載の各一般債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、本弁済計画に定められた基本弁済後の非保全債権額に応じて按分して弁済する。
３　債務免除等
（１）一般債権元本
　前期第２・２（１）の規定による弁済をしたときには、清算株式会社は、一般債権元本額から既弁済額を控除した残額すべてについて、その債務の免除を受ける。
　また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前期第２・２（２）の規定により追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。
（２）一般債権元本以外の一般債権
　清算株式会社は、一般債権元本以外の一般債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
第３　旧関係会社債権
１　定義
　本協定における旧関係会社債権とは、協定債権のうち株式会社コスモジャパンが有するものをいい、旧関係会社債権を有する債権者を旧関係会社債権者という。
２　弁済
　清算株式会社は、旧関係会社債権者に対して、弁済を行わない。
３　債務免除
　清算株式会社は、旧関係会社債権全額について、本協定認可決定確定時にその債務の免除を受ける。
第４　共益的債権及び優先債権の弁済
　清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
（別表省略）

札幌地方裁判所小樽支部

**令和８年（ヒ）第１００２号**

名古屋市中区錦２丁目１７番３０号
清算株式会社　　株式会社ハンブル
代表清算人　　田中俊次

１　決定年月日　令和８年５月２９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち元本額（但し、令和8年4月9日を基準日とする。）の0.013325％の金員を支払う。但し、各協定債権者の債権額にかかる弁済率を乗じた結果発生する1円未満の端数については、0.6以上である場合は切り上げ、0.6未満である場合は切り捨てるものとする。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　各協定債権者は、前二項に定める弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して負担するその余の債務を全て免除する。
４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権のうち元本額（但し、令和8年4月9日を基準日とする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

名古屋地方裁判所民事第２部

**監 督 命 令**

**小規模個人再生による再生手続開始**

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

東京都福生市大字熊川六四九番地三

（甲）越後屋商事合同会社

代表社員　青柳里江子

東京都多摩市落合一丁目二七番一号ハイネス多摩センター四〇一号

（乙）百屋合同会社

代表社員　浅野　有香

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十九日

掲載頁　十九頁

令和八年六月十二日

東京都江東区大島二丁目二番一号

（甲）日本ヒューレット・パッカード合同会社

代表社員　ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・セレステ・ビーヴィー

職務執行者　望月　弘一

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号東京オペラシティタワー四五階

（乙）ジュニパーネットワークス株式会社

代表取締役　望月　弘一

**合併公告**

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　二頁

（乙）https://www.ko-koku.jp

令和八年六月十二日

三重県津市一志町田尻四二八番地一

（甲）株式会社おやつカンパニー

代表取締役　横山　正志

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階

（乙）ヤマヨシホールディングス株式会社

代表取締役　梅津　直人

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月八日

掲載頁　六十二頁（号外第一二六号）

令和八年六月十二日

大阪府八尾市竹渕東一丁目二三番地

（甲）株式会社光伸

代表取締役　後藤　晋司

大阪府守口市八雲西町二丁目一〇―一五

ヨドガワエステートビル二階一号

（乙）株式会社福島製作所

代表取締役　中薗　浩侑

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ａｓｋｒとし、効力発生日は令和八年七月十四日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

北海道江別市向ケ丘二二番地一

合同会社Ａｓｋｒ

代表社員　大桃　涼輔

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

北海道旭川市一条通十七丁目三五一番地

合同会社太明

代表社員　稲尾　太

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二一番一一号ガリシア日本橋水天宮六〇一

合同会社やたがらす

代表社員　音無　峻輔

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＢＥＲＵＢＡＨとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内一三Ｆ

旧本店　東京都世田谷区等々力四―一八―一二光和マンション五〇四

合同会社ＢＥＲＵＢＡＨ

代表社員　シレガル・ジュリアントラ

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＥＣＯ　ＬＩＦＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

三重県津市栗真町屋町一二四二番地一

ＥＣＯ　ＬＩＦＥ合同会社

代表社員　ブィ・シャン・ナム

**効力発生日変更公告**

当社は、令和八年七月一日予定の新設分割の効力発生日を令和八年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月十二日

埼玉県川口市芝一丁目一七番一〇号

株式会社ツバメタクシー

代表取締役　高橋　一貢

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十八億七千九百九十九万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十日

掲載頁　一三三頁（号外第三十六号）

令和八年六月十二日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号

株式会社セコイア

代表取締役　田中　良和

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一七頁（号外第二一四号）

令和八年六月十二日

東京都新宿区北新宿一丁目一番一〇号

株式会社ラック

代表取締役　岩田　勝俊

**資本金の額の減少公告**

当社は、令和八年四月二十五日開催の定時株主総会において、資本金一五〇〇万円を七〇〇万円減少して八〇〇万円とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十二日

東京都品川区荏原五丁目五番一三号

有限会社平塚三旺製作所

取締役　関　雅子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十六億五百六十万六千五百四十六円（うち資本準備金とする額六億六千四十七万九千七百二十七円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十三日

掲載頁　十頁

令和八年六月十二日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号

株式会社ミツモア

代表取締役　石川　彩子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号

ＳＨＰＰジャパン合同会社

代表社員　SHPP Holding B.V.

職務執行者　桐山　雅史

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九〇、〇〇一、〇八〇円減少し二四、九九九、八五七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十四日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月三日

掲載頁　六十四頁（号外第二六五号）

令和八年六月十二日

東京都港区三田三丁目五番二七号住友不動産東京三田サウスタワー一〇階

株式会社ゼロボード

代表取締役　渡慶次道隆

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十二日

高知県四万十市中村一条通二丁目六番地

有限会社イヌイ電器商会

代表取締役　乾　哲郎

**資本金の額の減少公告**

当社は、社員の退社に伴い資本金の額を五百十二万六千二百三十六円減少し、二千九百五十九万二千九百二十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

那覇市牧志一丁目三番六三号

合同会社大湾洋服店

代表社員　大灣　宗史

**準備金の額の減少公告**

当社は、百万石ホールディングス株式会社（本店：岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第六地割六〇六番地）との株式交換（以下「本件株式交換」という。）により資本準備金の額が増加したことに伴い、資本準備金の額について、本件株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月十二日

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第六地割六〇六番地

百万石アセットホールディングス株式会社

代表取締役　水本　慶

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を九億五千二百三十四万五百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://cynosbio.com/

令和八年六月十二日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番一五号

ＣｙｎｏｓＢｉｏ株式会社

代表取締役　宇賀　伸二

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和八年七月十九日を効力発生日とするケイビーエス株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月五日

掲載頁　一三六頁（号外第一二五号）

令和八年六月十二日

東京都台東区台東四丁目一六番八号

偕楽ビル株式会社

代表取締役　町田　永世

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千六百五十万円、資本準備金の額を一千六百五十万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月十二日

埼玉県川口市栄町三丁目三番三号

有限会社加藤酉男商店

取締役　加藤　進一

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千万円減少して一億円とし、資本準備金の額を五千万円減少して一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十二頁（号外第二四九号）

令和八年六月十二日

東京都中央区日本橋本町二丁目三番四号江戸ビル

日本材料技研株式会社

代表取締役　浦田　興優

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億五千三百七十五万円、資本準備金の額を四億四千三百七十五万円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月五日

掲載頁　二十一頁

令和八年六月十二日

東京都中央区日本橋本町三丁目六番九号アイ・ケイビル三階

Ｊｕｐｉｔｅｒ株式会社

代表取締役　立石　寿雄

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金五〇七、三四三、六〇八円、資本準備金の額を金七五一、〇二一、〇三三円減少し、それぞれ金五〇、〇〇〇、〇〇〇円、金零円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十日であり、株主総会の決議は令和八年六月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://supermassiveglobal.co.jp/

令和八年六月十二日

東京都渋谷区神宮前五丁目六番一三号ヴァイス表参道二階

Ｓｕｐｅｒ　Ｍａｓｓｉｖｅ　Ｇｌｏｂａｌ株式会社　代表取締役　内藤　慎人

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千七十六万四十五円減少し五千万円とし、減少額全額を資本準備金としたうえで、資本準備金の額を全額減少し、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十六日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　大阪市において発行する産経新聞

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　二十三頁

令和八年六月十二日

大阪市港区弁天一丁目二番四号

株式会社ラジオ大阪

代表取締役　上野　慶子

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区神田東松下町四八番地ｉｓｍ神田二階

日本ＢＣＰ株式会社

代表取締役　角谷　育則

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目七番一八号

MabGenesis株式会社

代表取締役　新庄　勝浩

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月十二日

岐阜市須賀一丁目二番一六号

シーシーエヌ株式会社

代表取締役　伊藤　英明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

青森県青森市合浦一丁目二番四号

ＪＴＳみちのく株式会社

代表取締役　大西　透信

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

東京都大田区上池台一丁目一二番八―六〇六号

株式会社マイコーポレーション

代表取締役　野﨑　栄子

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番地二

日本電業工作株式会社

代表取締役　太口　努

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

横浜市金沢区鳥浜町一番一

横浜花き園芸株式会社

代表取締役　岩見　裕雄

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

長野県上田市天神四丁目二九番三号

上田ガス株式会社

代表取締役　伊藤　恒一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

岐阜市須賀一丁目二番一六号

シーシーエヌ株式会社

代表取締役　伊藤　英明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

岐阜県可児市広見七丁目九〇番地

株式会社ケーブルテレビ可児

代表取締役　谷口　公一

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

岐阜県多治見市音羽町四丁目七一番地一

おりべネットワーク株式会社

代表取締役　伊神　和浩

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

岐阜県恵那市山岡町原九二一番地一

原陶土産業株式会社

代表取締役　大島　正康

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十二日

香川県三豊市三野町吉津甲六〇五番地二

株式会社せとうち福祉サービス

代表取締役　白井　延明

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社おやつカンパニーと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月十五日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月十二日

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階

ヤマヨシホールディングス株式会社

代表取締役　梅津　直人

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者であるフレデリック・ピエール＝エティエンヌ・ドゥオンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十二日

東京都港区赤坂五丁目四番一二号ＴＧＡ・ＡＫＡＳＡＫＡ八階

ＩＮＶＥＮＴＥＣ　ＰＥＲＦＯＲＭＡＮＣＥ　ＣＨＥＭＩＣＡＬＳ　ＳＡＳ

日本における代表者

フレデリック・ピエール＝エティエンヌ・ドゥオン

**訂正公告**

令和七年七月一日（号外第一五〇号）掲載の第二十三期決算公告（枠組）中、（うち当期純損失）の金額「△11,463」とあるは「△△」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十二日

愛知県豊田市トヨタ町一五番一

トヨタパーソナルサポート株式会社

代表取締役社長　池田　篤人

**取消公告**

令和八年六月三日（号外第一二三号）掲載の第七十五期決算公告は取消します。

令和八年六月十二日

愛知県安城市東端町青ノ山一七〇番地一

株式会社ニチアロイ

代表取締役　小澤　謙二

**訂正公告**

令和八年五月二一日掲載の広島家庭裁判所呉支部に係る令和八年（家）第三〇〇三二号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、被相続人は、亡　中元熒子の誤り、催告期間満了日は令和八年一二月二一日の誤りにつき訂正します。

**訂正公告**

令和七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の決算公告（枠組）中、当社の決算期「第63期」とあるのは「第23期」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十二日

埼玉県和光市本町八番一号

株式会社ホンダ・リサーチ・インスティチュート・ジャパン

代表取締役社長　重見　聡史

**訂正公告**

令和八年六月三日（号外第一二三号）掲載の第三期決算公告（枠組）中、金額の単位「金額（千円）」とあるは「金額（百万円）」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十二日

東京都品川区北品川六丁目七番二九号

ソルベンタムイノベーション株式会社

代表取締役　田口　賢

**訂正公告**

令和八年四月七日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告中、減少する資本金の額「二億八千五百二万五千円」とあるは「一億八千五百二万五千円」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

GCJG58株式会社

代表取締役　西野　貴司

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 一二 | 上 | 五～一 | 終りから | 行頭をそれぞれ一字下げる。 |
| 一〇三 | | 一〇 | 終りから | 令和３年12月28日 |
| 一〇四 | | 五 | | １丁目 |

令和八年六月一日　官報（号外第百二十五号）公布法律第二十九号（経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

令和八年四月一日（号外第七十七号）公布人事院規則八―一二―二四（人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）

（原稿誤り）

二〇八ページ改正後欄終りから一一行目及び改正前欄終りから一一行目の

「採用候補者名簿か」は「採用候補者名簿か」の誤り。

令和八年五月二十六日掲載の大阪家庭裁判所に係る令和七年（家）第二九四二号失踪宣告中

（原稿誤り）

令和八年五月二十八日掲載の鳥取家庭裁判所倉吉支部に係る令和七年（家）第六七五号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 令和８年４月23日 | | | 終りから | 一〇 |
| 神松寺１丁目 | | | | 五 |